

秋田市告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21040	仁井田福島荒巻線	仁井田字福島41番1地先		
		上北手荒巻字割田13番2地先		

2 縦覧期間

令和6年10月10日から同月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで